

経営指導員要領

第1章（総則）

（要領の目的）

第1条 この要領は、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）（以下、「法」という。）に基づく経営指導員について、同法施行規則（平成5年通商産業省令第44号）（以下、「施行規則」という。）第10条の規定に基づき、その制度の実施にあたって必要な事項を定めるものである。

（用語の定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- （1）小規模事業者の経営に係る指導及び助言 小規模事業者の経営の改善発達を目的として、個々に相対で行う、経営資源の内容・財務内容その他経営状況の分析等の経営診断、経営診断に基づく事業計画の作成及び実行に関する助言をいう。
- （2）商工会議所を構成員とする団体 商工会議所が法人として加盟、出資又は財産を拠出し、その対価として、団体運営に関与する権利（表明権、議決権、議案の提出権等）が付与されている団体をいう。
- （3）役員又は職員 商工会若しくは商工会連合会又は商工会議所若しくは日本商工会議所その他商工会議所を構成員とする団体（以下、「商工団体」という。）と契約関係にあり、当該契約又は当該契約を締結した者の指示に基づき役務を提供する自然人をいう。
- （4）基礎講習 施行規則第7条第1項第2号に規定する講習をいう。
- （5）行政事務講習 施行規則第7条第1項第3号に規定する講習をいう。
- （6）事業継続力講習 施行規則第2条第1項第2号に規定する講習をいう。
- （7）受講修了証 前3号の講習を受講したことを証する書面又は記録をいう。

（法に基づく経営指導員の目的）

第3条 法に基づく経営指導員は、小規模事業者の経営の改善発達を支援するための商工会及び商工会連合会並びに商工会議所及び日本商工会議所に対する基本指針（令和元年七月十二日経済産業省告示第六十号）の定めるところにより、法第5条及び法第7条に基づき認定された計画の策定、実行の責任者として具体的な取組を講じるとともに、目標の達成に向けた進捗管理を行うことを目的とする。

2 法に基づく経営指導員は、新たな技術情報や支援手法の知識を更新し、事業者支援に際し、対話と傾聴を基本的な姿勢として経営者の自己変革のための内発的動機づけを行い、相手の状況や局面によって支援手法を使い分け、支援の実行に努めることを目的とする。

(改正手続き)

第4条 中小企業庁は、この要領を改正した場合は、直ちに公開する。

- 2 この要領の改正にあたっては、施行規則第10条第2項の手続きを準用し、あらかじめ、都道府県に協議するものとする。ただし、関係法令の改正に伴う法令番号の変更等の軽微な改正は除く。

(事務の分掌)

第5条 この要領に基づく中小企業庁の事務は、中小企業庁事務分掌規程（平成13・01・06中庁第2号）により法の施行を所掌する課室が窓口となっていく。

第2章（経営指導員の確認等）

(確認の方法)

第6条 施行規則第7条第1項各号の要件の確認の方法は、経営指導員としての記載が予定される者（以下、「予定者」という。）から様式第1を提出させるとともに、それぞれ次の各号の定めるところによる。なお、第2号から第4号は、事業期間の初日が4月1日である計画の認定審査時における確認手続を前提とするものであり、この前提によらない場合は、第4項の規定に基づく読み替えを行う。

- (1) 第1号 予定者が、商工団体の役員又は職員であることを契約書、委任状、在職証明書等によって確認する。
- (2) 第2号 予定者が、経営指導員として記載されようとする計画の事業期間の初日が属する年度の前年度の末日を起点として過去5年以内までの日が受講日として記載されている基礎講習の受講修了証の写し又は中小企業庁が管理する受講記録簿から確認する。
- (3) 第3号 予定者が、経営指導員として記載されようとする計画の事業期間の初日が属する年度の前年度の末日を起点として過去5年以内までの日が受講日として記載されている行政事務講習の受講修了証の写し又は中小企業庁が管理する受講記録簿から確認する。
- (4) 第4号 次のいずれかの方法により確認する。

ア 様式第1により、予定者が経営指導員として記載されようとする計画の事業期間の初日時点において、経営発達支援計画又は事業継続力強化支援計画の認定を受けた商工会若しくは商工会議所又は中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第7条の指定法人、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第32条の認定経営革新等支援機関等、反復継続して小規模事業者の経営に係る指導及び助言を行うことについて、行政庁が認定等の手続をもって確認を行った実績のある組織において、予定者が小規模事業者の経営に係る指導及び助言に係る業務に従事した経験を有し、かつ、従事期間が通算3年以上であることを確認する。

イ 様式第1により、予定者が作成に関与した法定の事業者向け事業計画（中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画、経営力向上計画等）が異なる3か年度において各1件以上あることを確認する。

ウ 様式第1により、予定者が経営指導員として記載されようとする計画の事業期間の初日時点において、予定者の中小企業診断士登録証の裏面に記載されている初回登録日から3年以上経過していることを確認する。

（5）第5号 予定者に様式第1を提出させて確認する。

2 施行規則第2条第1項第2号の要件は、予定者が、経営指導員として記載されようとする計画の事業期間の初日が属する年度の前年度の末日を起点として過去5年以内までの日が受講日として記載されている事業継続力講習の受講修了証の写し又は中小企業庁が管理する受講記録簿から確認する。

3 前各項の確認について、次条第2項で中小企業庁が公開する一覧の参照又は第8条に基づく照会によって代替が可能な場合は、当該参照又は照会をもって確認を行ったものとしてすることができる。

4 計画の事業期間の初日が4月1日ではない場合又は事業期間中に新たに確認を行う場合にあっては、第1項各号及び第2項中の「事業期間の初日が属する年度の前年度の末日を起点として過去5年以内までの日」、「事業期間の初日時点において」をそれぞれ「予定者が経営指導員として記載されようとする日の前日を起点として、当該日が属する年度の前年度の末日から過去4年以内までの日」、「予定者が経営指導員として記載されようとする日時点において」と読み替える。ただし、事業期間中に新たに確認を行う場合であって経営指導員として記載されようとする日が4月1日であるときは、第1項各号及び第2項の規定を準用し、「事業期間の初日」を「変更後の事業期間の初日」と読み替える。

（確認済者の記録等）

第7条 中小企業庁は、施行規則第3条の照会事務の用に供するため、法第7条第1項の計画認定の審査及び施行規則第5条による都道府県からの通知から得られる情報をもとに、経営指導員としての要件の確認が行われた者の一覧を作成する。

2 中小企業庁は、前項で作成した一覧のうち下表に掲げる項目を同表の体裁により公開する。なお、経営指導員として記載されている計画は公開時点のものとし、講習受講年度は最終確認日（当該者が経営指導員として記載された計画の認定日（複数の計画に記載されている場合は直近に認定した計画の認定日））時点での直近受講年度とする。

3 経営指導員として記載されている計画がなくなった者に係る項目は、前項の公開を取り止める。

都道府県	経営指導員として記載されている計画	氏名	連番	最終確認日	基礎講習受講年度	行政事務講習受講年度	事業継続力講習受講年度
	商工会等の名称 (計画の種別)						

(経営指導員の照会)

第8条 施行規則第3条に基づく都道府県知事から経済産業大臣に対する照会は、経済産業大臣名文書（文書番号を付した経済産業大臣名による文書をいう。）による通知が必要な場合は様式第2によって行う。経済産業大臣名文書による通知を要さない場合は、その旨を明示した上で、次のいずれかの方法によって行う。

- (1) 都道府県知事から事務の委任を受けた者又は施行規則第2条に付随する事務を処理することとされている部署の職員が、第5条に規定する課室に対して、様式第3による照会を行う。
- (2) 都道府県知事から事務の委任を受けた者又は経営指導員制度に関する事務を処理することとされている部署の職員が、第4条に規定する課室に対して、前条第1項に基づき中小企業庁が作成した一覧の閲覧を申し出る。

第3章（講習の実施）

(基礎講習及び行政事務講習)

第9条 基礎講習及び行政事務講習は、中小企業庁が自ら実施するものの他、次の各号を全て満たしたものを中小企業庁長官が指定する講習とする。

- (1) 中小企業庁に講習カリキュラム及び教材を提出すること。
- (2) 別紙1に定める出題基準に基づき中小企業庁が作成する試験問題を用いて受講者の習熟確認を行うこと。
- (3) 習熟確認を行う受講者について、都道府県があらかじめ確認できる体制となっていること。
- (4) 習熟確認を行った受講者のうち、別紙1に定める修了基準を満たすものに受講修了証を交付し、その記録を中小企業庁に提供すること。

(事業継続力講習)

第10条 事業継続力講習は、中小企業庁が自ら実施するものの他、次の各号を全て満たしたものを中小企業庁長官が指定する講習とする。

- (1) 中小企業庁に講習カリキュラム及び教材を提出すること。
- (2) 別紙2に定める出題基準に基づき中小企業庁が作成する試験問題を用いて受講者の習熟確認を行うこと。
- (3) 習熟確認を行う受講者について、都道府県があらかじめ確認できる体制となっていること。
- (4) 習熟確認を行った受講者のうち、別紙2に定める修了基準を満たすものに受講修了証を交付し、その記録を中小企業庁に提供すること。

(試験問題の作成)

第11条 中小企業庁は、毎年度、講習の受講者の習熟確認に用いる試験問題を作成し、都道府県に共有する。

2 中小企業庁は、試験問題の作成及び管理の用に供するため、都道府県に対して、習熟確認を要する者の人数の見込みを確認する。

(中小企業庁以外の者が行う講習の実施手続き)

第12条 中小企業庁以外の者（以下、「講習機関」という。）が第9条又は第10条の講習を行おうとするときは、講習機関は、講習を実施しようとする日の30日前までに、講習を実施しようとする日から1年以内の範囲における講習計画を様式第4によって第5条に規定する課長の長に提出する。

2 中小企業庁は、前項の規定に基づき提出された講習計画が第9条又は第10条に定める要件に合致すると認めるときは、中小企業庁長官が指定する講習として取り扱える旨を都道府県に通知する。

3 中小企業庁は、講習機関に試験問題を提供するときは使用条件を付すものとし、講習機関が使用条件に反した使用をしたときは、当該講習機関が交付した受講修了証は有効なものではないものとして取り扱うことができる。

(受講記録簿の作成)

第13条 中小企業庁は、第6条の確認の用に供するため、受講修了証の交付状況を記録した受講記録簿を作成し、都道府県に共有する。

第4章（雑則）

(確認済者等の氏名の管理)

第14条 第7条に基づき作成する確認済者の記録及び第13条に基づき作成する受講記録簿について、記録に記載されている者の戸籍上の氏が婚姻等によって改められた場合においても、経営指導員としての職業生活上で用いる氏の変更がない場合は、引き続き、第6条第3項の確認手続きの上で有効な参照物として取り扱う。

2 中小企業庁は、記録に記載されている者から、都道府県を通じて氏名の変更の申し出があった場合に限り、記録に記載されている者の氏名の修正を行う。

(都道府県の意見の反映)

第15条 中小企業庁は、施行規則及びこの要領に基づく経営指導員制度について、都道府県から解釈の照会があった場合は、当該照会に対する回答を行わなければならない。

2 中小企業庁は、都道府県からこの要領の改正について意見があった場合は、当該都道府県以外の都道府県からも意見を聴取し、改正の必要性を検討しなければならない。

(経営指導員の顕彰)

第16条 中小企業庁は、経営指導員業務に従事する者相互において経営指導員業務の実行に資する情報、ノウハウが共有されることを促進することを目的として、次の各号のいずれかに該当する者を顕彰することができる。

(1) 経営指導員の実務の参考となる研究を行い、その研究の有益性が広く認められた者

(2) 経営指導員の実務の円滑かつ実効ある実施に資する情報、ノウハウの共有を目的とした取組を行い、全国多数の経営指導員経験を有する者から評価された者

2 顕彰の具体的な手続きについては、別に要領を作成する。

(公印の省略)

第17条 施行規則及びこの要領に基づく経営指導員制度に関する手続きに伴い作成する都道府県宛の文書については、公印を省略する。都道府県が作成する経済産業省又は中小企業庁宛の文書についても、公印を省略することができる。

附 則 (20190816 中庁第1号)

この要領は、令和元年9月2日から施行する。

附 則 (20210122 中庁第19号)

この要領は、令和3年2月4日から施行する。ただし、改正前にこの要領に基づき行われた手続きについては、なお従前の例による。

附 則 (20220509 中庁第8号)

この要領は、令和4年5月20日から施行する。ただし、改正前にこの要領に基づき行われた手続きについては、なお従前の例による。

2 本要領の施行の際限にある基礎講習については、本要領に基づく基礎講習が策定されるまでの間、本要領改正前の基礎講習の受講により、予定者の要件確認を行うものとする。

附 則 (20250523 中庁第3号)

この要領は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。この要領による改正後の経営指導員要領様式第一による申請書については、当分の間、この要領による改正前の経営指導員要領様式第一による申請書を取り繕い使用することができる。

基礎講習及び行政事務講習の基準

1. 基礎講習

(1) 習熟目標

受講者が中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第40条各号に規定する科目の基礎的内容を習熟し、対話と傾聴を通じ事業者の内発的動機付けを促すための支援能力を習得することにより、地方公共団体の商工行政担当職員や外部の中小企業診断士等の専門家、金融機関等との間で、地域の小規模事業者の支援に向けた意思の疎通が円滑になること及び事業者の自己変革力の会得を促す支援者となることを目標とする。

(2) 出題範囲

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第40条各号に規定する科目のうちから、次の考え方にに基づき出題する。

経済学・経済政策は、その基礎となる考え方の理解度を確認するため、経済循環の概念及び経済指標に関する基礎的知識を問うものとする。

財務・会計は、財務分析の基礎となる考え方の理解度を確認するため、企業損益・内部資金・外部資金の概念及び会計用語に関する基礎的知識を問うものとする。

企業経営理論及び運営管理は、経営分析の基礎となる考え方の理解度を確認するため、経営資源の概念及び活用に関する基礎的知識を問うものとする。

経営法務は、法令を遵守した経営及び経営指導の考え方の理解度を確認するため、会社法等の経営体の組織に関する法制、競争法制、消費者保護法制、許認可を要する事業、士業法の独占業務に関する基礎的知識を問うものとする。

経営情報システムは、経営に係る情報の管理と利用に向けた基礎となる考え方の理解度を確認するため、情報・情報処理の概念及び情報通信技術に関する基礎的知識を問うものとする。

中小企業経営・中小企業政策は、経営指導員を含む中小企業政策の実行体系の理解度を確認するため、中小企業基本法、小規模企業振興基本法、中小企業支援法、中小企業等経営強化法、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律及びこれらの政省令の基礎的知識を問うものとする。また、対話と傾聴を中心とした伴走支援手法に対する理解度を確認するため、小規模事業者の経営力を強化（再構築）するための伴走支援に係る基礎的知識を問うものとする。

(3) 設問設計

設問比率は以下のとおりとし、多肢選択解答形式によって出題し、総設問20問程度とする。

- | | |
|-----------|--------|
| ①経済学・経済政策 | 1～3問程度 |
| ②財務・会計 | 1～3問程度 |

③企業経営理論・運営管理	1～3問程度
④経営法務	3～5問程度
⑤経営情報システム	1～3問程度
⑥中小企業経営・中小企業政策	3～7問程度

(4) 修了基準

得点率100%をもって基礎的知識を習熟したものと判断する習熟基準を満たすこと。

2. 行政事務講習

(1) 習熟目標

受講者が次に掲げる内容を習熟し、地方公共団体の商工行政担当職員の情報の伝達及び意思の疎通が円滑になることを目標とする。

- ①行政作用・行政責任の基礎的知識
- ②地方自治・行政組織の基礎的知識
- ③財政・公会計制度の基礎的知識

(2) 出題範囲

行政作用・行政責任の基礎的知識は、行政行為の概念及び各法の適用対象の理解度を確認するため、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法及びこれらの政省令の基礎的知識を問うものとする。

地方自治・行政組織の基礎的知識は、国・地方公共団体の組織運営の特徴及び行政組織間の関係の理解度を確認するため、憲法、国家行政組織法、地方自治法及びこれらの政省令の基礎的知識を問うものとする。

財政・公会計制度の基礎的知識は、財政の原則、公共調達及び補助金等に係る手続きの理解度を確認するため、財政法、地方財政法、会計法、地方自治法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及びこれらの政省令の基礎的知識を問うものとする。

(3) 設問設計

設問比率は以下のとおりとし、多肢選択解答形式によって出題し、総設問10問程度とする。

- ①行政作用・行政責任の基礎的知識 3～5問程度
- ②地方自治・行政組織の基礎的知識 3～5問程度
- ③財政・公会計制度の基礎的知識 3～5問程度

(4) 修了基準

得点率100%をもって基礎的知識を習熟したものと判断する習熟基準を満たすこと。

事業継続力講習の基準

1. 事業継続力講習

(1) 習熟目標

受講者が次に掲げる内容を習熟し、地方公共団体と共同して、地域の小規模事業者の事業継続の強化に向けた支援の実施が可能となることを目的とする。

①災害法制に関する基礎的知識

②リスクマネジメントに関する基礎的知識

；

2. 出題範囲

災害法制に関する基礎的知識は、災害の発生時における行政機関相互の関係及び行政機関と民間の関係に関する理解度を確認するため、災害対策基本法、災害救助法及びこれらの政省令の基礎的知識を問うものとする。

リスクマネジメントに関する基礎的知識は、企業経営における事前対策の重要性とリスクマネジメントに対する理解度を確認するため、災害リスクの特徴、ハザードマップの考え方、保険・共済に関する基礎的知識を問うものとする。

3. 設問設計

設問比率は以下のとおりとし、多肢選択解答形式によって出題し、総設問 10 問程度とする。

①災害法制に関する基礎的知識 5 問程度

②リスクマネジメントに関する基礎的知識 5 問程度

4. 修了基準

得点率 100 %をもって基礎的知識を習熟したものと判断する習熟基準を満たすこと。

様式第 1（第 6 条関係）

経営指導員要件を満たすことの申告書

年 月 日
氏 名

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行規則（平成 5 年通商産業省令第 4 4 号）第 7 条第 1 項第 5 号のいずれにも該当しないことを宣誓し、以下のとおり申告します。

1. 施行規則第 7 条第 1 項第 5 号に該当しない宣誓

- ①心身の故障により経営指導員の業務を行うことができない者
- ②破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
- ③拘禁刑以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
- ④法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
- ⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

☐ 私は、上記①から⑤のいずれにも該当しません。

2. 商工団体の役員又は職員要件

商工団体の役員又は職員要件を満たすことを、以下のいずれかで確認が可能です。

- ☐ 在職証明
- ☐ 契約書の添付による確認
- ☐ 委任状の添付による確認

3. 指定講習の受講要件

講習種別	講習実施機関	受講年度	受講年度時点所属団体	備考
基礎講習	中小企業庁	令和 年度	●●商工会	
行政事務講習	中小企業庁	令和 年度	●●商工会	
事業継続力講習	中小企業庁	令和 年度	●●商工会	

※直近受講年度及び受講年度時点所属団体を記入すること。近日中の受講を予定している場合はその旨を付記すること。

4. 実務経験

実務経験を満たすことを、以下①から③のいずれかで確認が可能です。

①組織における実務従事の経緯

小規模事業者の経営指導等に係る業務に従事し、通算3年以上の経験がある。

組織名	行政庁の 認定等（注1）	従事期間（注2）	従事月数 （注3）
		年 月 日～ 年 月 日	月
		年 月 日～ 年 月 日	月
		年 月 日～ 年 月 日	月
通算従事月数（注4）			月

※各組織の実務従事期間を証明する書類が別途必要

②法定事業計画の作成関与報告

法定の事業者向け計画の作成支援をし、異なる3か年度において各1件以上ある。

計画名称	根拠法	認定・承認 年月日	左記年月日 の 属する年度	事業者名
		年 月 日	年度	
		年 月 日	年度	
		年 月 日	年度	

※各計画の作成支援を証明する書類が別途必要

③中小企業診断士

中小企業診断士の初回登録日から計画の事業開始初日まで、3年以上経過していることが、中小企業診断士登録証により確認が可能です。

（1）認定を受けようとする計画の事業開始初日	年 月 日
（2）中小企業診断士登録証の裏面に記載されている 初回登録日	年 月 日
（3）（1）と（2）の差	年

※中小企業診断士登録証の両面の写しが別途必要

以上

様式第 1（第 6 条関係）の注記説明

注 1

当該組織が、反復継続して小規模事業者の経営に係る指導又は助言に係る業務を行い得る組織であることを確認するために記載するものであるため、作成日時点において、認定等の効力を有しているか否かは問わない。

経済産業省において認定等の事実を確認できる以下の認定等については「 」内の語句を記入する。

- ・ 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律に基づく「経営発達支援計画」「事業継続力強化支援計画」
- ・ 中小企業支援法に基づく「指定法人」
- ・ 中小企業等経営強化法に基づく「認定経営革新等支援機関」

上記以外の認定等（商工会法、商工会議所法で認定された機関等）については、根拠法令を記載するとともに、認定等の事実を証する書面等を添付すること。例えば、行政庁による定款認可等を要する法人であって、定款において事業の定めがある場合は、当該定款の写しが、認定等の事実を証する書面となる。

注 2

証明書等に記載された期間数と整合性をとること。証明書等に「日」の記載がある場合は、日を記載すること。なお、「行政庁の認定等」に記載の期間が、実務従事期間を証明する書類に記載の従事期間に包含されていれば、必ずしも一致しなくてもよい。

注 3

月数を整数で記載すること。証明書等に「日」の記載があり、従事期間の期初又は期末月の日数が 15 日以上であれば 1 月とし、15 日未満の場合は月数に算入しない。

注 4

通算月数が 36 月以上となること。なお、36 月以上であることが確認できれば要件を満たすため、すべての職歴を記載する必要はない。

(各組織の実務従事期間を証明する書類の記載例)

実務従事期間証明書

(予定者氏名) は、当組織に所属していた ((年 月～ 年 月) 等の期間を記載) の期間において、職務として、経営の診断、経営診断に基づく事業計画の作成及び実行に関する助言業務に従事していたことを証明します。

年 月 日

住 所
組 織 名 称
代表者氏名

(各計画の作成支援を証明する書類の記載例)
(実務従事期間の記載が困難な場合)

支援従事証明書

(法人名又は屋号) は、(予定者氏名) が (法定事業計画) の作成支援業務に従事していたことを証明します。

年 月 日

住所
法人名又は屋号
代 表 者 氏 名

様式第 2（第 8 条関係）

番 号

年月日

経済産業大臣

都道府県知事

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行規則（平成 5 年通商産業省令第 4 4 号）第 3 条に基づき、下記の者の確認の結果を確認の経緯を含め照会します。

記

1. 確認を求める者の氏名

※氏名を列挙又は「別表のとおり」として表を添付。

以上

様式第 3（第 8 条関係）

番 号

年月日

経営指導員要領第 5 条に規定する課室の長

都道府県知事から事務の委任を受けた者の官職

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行規則（平成 5 年通商産業省令第 4 4 号）第 1 0 条第 1 項の規定に基づく経営指導員要領第 8 条第 1 項第 1 号に基づき、下記の者の確認の結果を確認の経緯を含め照会します。

記

1. 確認を求める者の氏名

※氏名を列挙又は「別表のとおり」として表を添付。

以上

様式第4（第12条関係）

年月日

中小企業庁経営支援部小規模企業振興課長

住所
法人名又は屋号
代表者氏名

経営指導員に関する講習計画

下記のとおり講習を計画していますので、関係書類を添えて提出します。
また、5の確認のために、中小企業庁から関係都道府県に対して事実関係の照会が行われることも了承いたします。

記

1. 講習の種別

※「基礎講習」「行政事務講習」「事業継続力講習」のうち該当する種別を記載

2. 講習のカリキュラム及び使用教材

添付のとおり。

3. 講習の実施期間、実施体制及び収支計画

添付のとおり。

4. 対象区域

※5で関係性を記載する都道府県を記載すること。

5. 対象区域を管轄する都道府県との関係

※記載例

1. 当社（当団体）は、〇〇県と契約関係にあり、受講者の管理等についても契約に含まれています。
2. 当団体は、〇〇に基づき〇〇県の監督対象にあり、当団体が本講習を行うにあたって、〇〇県から定款（事業計画）の認可を受けています。

以上